

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください

新型コロナウイルス感染症 に関するお知らせ

港区子育て世帯への 臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、区は、児童手当の受給者に対し、「港区子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

区は、5月下旬から対象者へ案内通知を郵送しています。支給の辞退のご連絡がない場合、6月末ごろに「港区子育て世帯への臨時特別給付金」の支給を予定しています。

対象者 4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者

※平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれたお子さんがいる受給者が対象です。

※児童手当の申請が書類不足等で滞っている人や現況届を提出していない人等は、手続きが必要です。

※特例給付を受給している人は、対象外です。特例給付になる人は、**表**の所得限度額を超えている場合です。

給付額 1万円(お子さん1人当たり1回のみ)

支払方法 児童手当の振込口座に入金します。口座を解約等している場合は口座変更の手続きが必要

です。

給付金の支給を辞退する場合 給付金を希望しない場合のみ、届出書を、郵送で、〒105-8511 港区役所子ども家庭課子ども給付係へ。

※提出期限は案内通知に記載されています。

※届出書は港区ホームページからダウンロードできます。

その他 公務員のうち、児童手当を受給している人は、区への申請が必要です。申請の受付開始は、7月以降を予定しています。勤務先から申請書に支給対象者であると証明を受けた上で申請してください。

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

表 扶養親族等の数と所得限度額

扶養親族等の数	所得限度額(円)
0人	622万
1人	660万
1人増すごとに加算	38万

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係
 ☎3578-2431

新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な人へ、区税の徴収を猶予する 「特例制度」が新設されました

従来の区税の徴収猶予とは異なり、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の「特例制度」においては、徴収猶予を受けるための担保の提供は不要で、区税の納付が遅れたことによる延滞金もかかりません。

対象となる税金

- 特別区民税・都民税(特別徴収分)の平成31年度1月分～令和2年度12月分
- 特別区民税・都民税(普通徴収分)の平成31年度第5期分と令和2年度第1期～第3期分
- 軽自動車税(種別割)の令和2年度分

対象 (1)(2)のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の1カ月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少していること。
- (2)一時に納付することが困難であること。

猶予の期間 それぞれの納期限の翌日から1年間、徴収の猶予を受けることができます。

手続き 徴収の猶予を受けるには、所

定の特例徴収猶予申請書を提出する必要があります。併せて、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

特例徴収猶予申請書は、電話またはファックスで連絡をいただければ郵送します。また、税務課納税促進係(区役所2階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

郵送での申請は、〒105-8511 港区役所税務課納税促進係へ。また、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用したオンライン申請も可能です。

窓口でも申請を受け付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送またはオンライン申請をご利用ください。

提出期限 2月1日～6月30日(火)に納期を迎える税については、6月30日(火)、それ以降の税については、納期限までに申請が必要です。

問い合わせ

税務課納税促進係
 ☎3578-2615～20・2626～33
 FAX3578-2634

新型コロナウイルス感染症拡大の 影響を受け、生活にお悩みの皆さんへ

～お金、仕事、住宅等、生活に関する相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、家計が苦しい、家賃が払えない、仕事が見つからない、病気で働けない、社会に出るのが怖い等、生活のことでお悩みはありませんか。一人で悩みを抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

自立相談支援 失業等による経済的な問題と合わせて、ご家庭の問題、生活上の悩み、健康上の悩み等のお話を伺います。課題を整理した上で支援プランを作成し、適切な支援機関につなぐ等、自立に向けた取り組みを一緒にしていきます。

ひとり親家庭支援 ひとり親家庭の仕事探しをお手伝いするとともに、ご家庭の状況に配慮しながら、抱える問題を一緒に解決していきます。

住居確保給付金 失業等により住居を喪失したり、その恐れがある人に対し、住居確保のための給付金を支給します。

就労支援 就労支援員が仕事探しをお手伝いします。

就労準備支援 仕事に対する不安が大きかったり、人とのコミュニケー

ションが苦手だったり、すぐに仕事に就くことが難しいと見込まれる人に対し、生活習慣の回復、社会参加能力の習得、就労意欲喚起を行い、就職活動・就労が可能な状態になるよう支援します。

家計改善支援 家計の収支バランスが取れない人に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行等を行います。

学習相談支援 子どものいる世帯および子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供等を行います。

所在地 麻布地区総合支所2階
開所時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
 ※港区生活・就労支援センター

は、港区が設置した、生活にお困りの人の相談を受ける機関です。社会福祉士等、専門的な資格を持った職員が相談を受け付けています。職員が相談者と一緒に問題点を整理し、必要に応じて生活保護をはじめとした他制度につなぐ等、生活改善に向けて支援します。

※感染拡大の影響により、支援内容に変更が生じる場合があります。
 ※感染拡大防止のため、まずは電話で、ご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご注意ください。)

問い合わせ

港区生活・就労支援センター
 ☎5114-8826 FAX3505-3501

6月7日(日)は港区長選挙です

選挙がつなぐ地域の和。令和の港区新時代。

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

新型コロナウイルス

「港区新型コロナ ところのサポートダイヤル」を開設しました

みなと保健所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、さまざまな取り組みを実施しています。4月末からは、心の不調について相談できる心の相談窓口を、みなと保健所に新たに開設しました。

1月中旬に国内1例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、数カ月が経過し、区民の皆さんから新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するストレスや不眠等の相談がみなと保健所に多く寄せられています。

相談内容の例

感染に対する不安・焦燥感 病院に行けない、外に出るのが怖い、歩いている人が感染者に見える等
報道に基づく疲労感 新型コロナウイルスの怖い映像や情報で不安、専門家の言うことが怖くて眠れない等

今後の生活についての不安 新型コロナウイルス感染症のことを考

えると不安が募る、家に居続けると憂うつになる等

一人で抱えこまず、つらい気持ちをお話ください

「港区新型コロナ ところのサポートダイヤル」では、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が、新型コロナウイルスに起因する精神的な不安等の相談をお受けします。また、必要な人には継続的に支援ができるよう、関係機関へおつながりしています。

港区新型コロナ ところのサポートダイヤル

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 平日(月～金)の午前9時～午後5時 ☎5333-3808

実施期間 7月末まで
※8月以降は感染状況等を見極めて継続を検討します。

問い合わせ
健康推進課地域保健係
☎6400-0084 FAX3455-4460

新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

帰国者・接触者電話相談センター

以下のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人(基礎疾患のある人)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の人で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず)

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター

とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時
※土・日曜、祝日は、終日対応しています。 ☎5320-4592

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

聴覚障害がある人等の相談窓口
FAX3455-4460

東京都電話相談窓口(コールセンター)

とき 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)

対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応
聴覚障害がある人等の相談窓口
FAX5388-1396

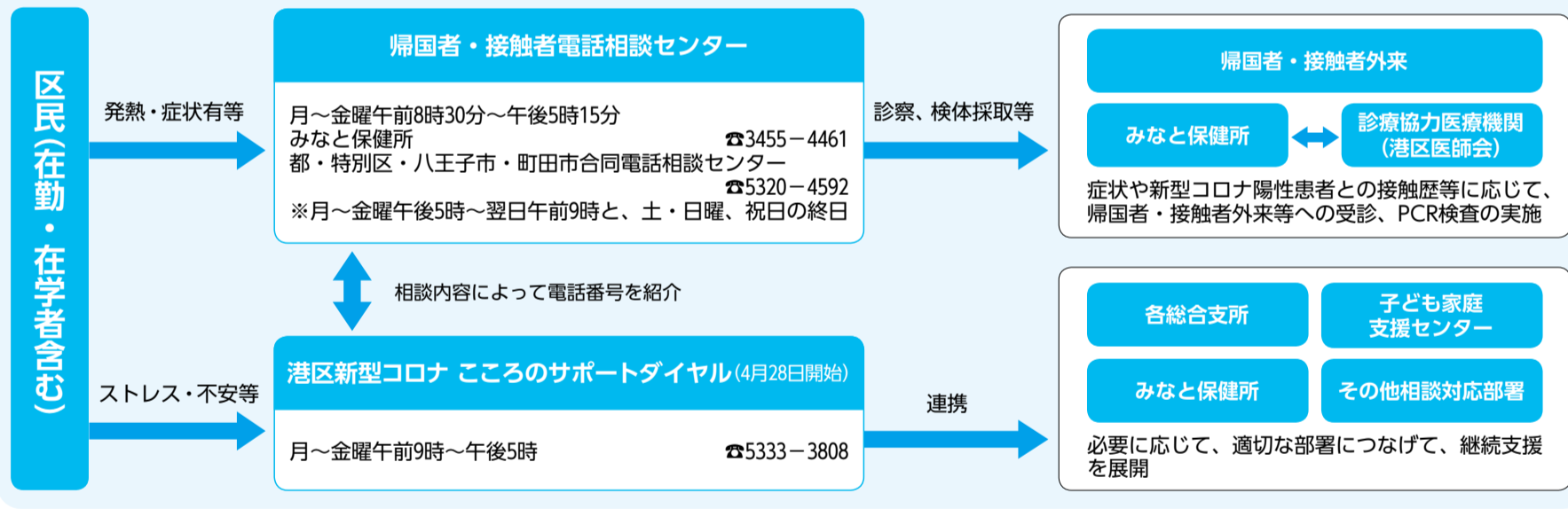
厚生労働省電話相談窓口

とき 午前9時～午後9時
※土・日曜、祝日も対応しています。

☎0120-565653(フリーダイヤル)

問い合わせ
防災課危機管理担当 ☎3578-2515
保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

図 みなと保健所における新型コロナウイルス感染症関連健康相談連携イメージ



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金に関する手続き等について

国民年金保険料納付免除等の臨時特例手続きについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業等に至らない場合でも、主となる収入源を喪失し、所得が急減する等した人を対象とした国民年金保険料納付免除・納付猶予・学生納付特例の臨時特例手続きを5月1日から開始しています。

- 対象者** 次のどちらにも該当する人
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人
 - 収入の減少により免除基準相当まで所得低下の見込みがある人
- ※免除基準は、日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp> をご覧ください。

納付免除等の対象期間 令和2年2～6月分
※7月分以降は、7月1日(水)から受け付けます。

申請方法 郵送で、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に所得の申立書(所定の様式、港区ホームページからダウンロードできます)を添付の上、〒105-8511 港区役所国保年金課国民年金係へ。

※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。いただくか、お問い合わせください。

学生納付特例について

学生納付特例についても臨時特例

手続きができます。

対象期間 令和2年2月～令和3年3月分

学生証の発行が遅延している場合の学生納付特例申請の受け付けについて

新型コロナウイルス感染症の影響で学生証の発行が遅延しているため、学生納付特例申請に学生証の写しが添付できない場合でも受け付けます。

障害年金診断書の提出期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、次の対象に当てはまる人は、各自の提出期限が1年間延長さ

れます。

対象 令和2年2月末～令和3年2月末に障害年金診断書の提出期限を迎える人

問い合わせ
ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構)
※障害年金診断書の提出期限の延長についてを除く。
☎0570-003-004(ナビダイヤル)050で始まる電話からは
☎6630-2525(一般電話)
港年金事務所 ☎5401-3211
国保年金課国民年金係
☎内線2662～6

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送可能な手続きの郵送料について

郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。詳しくは3面をご覧ください。

☎電話番のかけ間違いないようご注意ください。

感染症に関するお知らせ

「特別定額給付金」の申請および給付を開始しました

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく、「特別定額給付金」の申請書の送付を開始しました。

給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において港区の住民基本台帳に記録されている人

給付額

給付対象者1人につき10万円

受給権者

住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

必要書類

- (1) 申請者本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
- (2) 振込先金融機関口座確認資料の写し(通帳、キャッシュカード等、振込先の金融機関や口座番号が確認できるもの)

申請受付

郵送による申請

5月25日(月)～8月25日(火・必着)

インターネットによる申請

5月1日(金)～8月25日(火)

給付金を装った詐欺にご注意ください

「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐欺にご注意ください。この他、給付金に関する不審なメールはURLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。「特別定額給付金」をかたつて

国や都、区の職員が手数料の振り込み等を求めることは絶対にありません。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの特別定額給付金についてのページをご覧いただけます。

問い合わせ

港区特別定額給付金コールセンター
☎6730-9401

枠内は「やさしい日本語」の表記です。

申請方法

郵送による申請

- 申請書に記入します。
紙に あなたのこと あなたの家族のことを 書きます
あなたの銀行口座のことも 書きます。
- 必要な書類を用意し、所定の添付用紙に貼ります。
必要な書類とは、「申請者本人確認書類」と「振込先金融機関口座確認資料」です。
パスポートや 通帳を コピーし
貼るための紙に 貼ります。
- 申請書(1)と必要書類(2)を返信用封筒に入れて、区へ郵送します。
(1)と(2)を 手紙の中の 封筒に
入れて 区役所に 送ります。
- 区が郵送された申請書等を確認し、申請書に記入された振込先金融機関の口座に、給付金を振り込みます。
区役所が 見て あなたの
銀行口座に お金を はらいます。

インターネットによる申請(オンラインによる申請)

※マイナンバーカードを持っている人のみ申請が可能です。

- 「マイナポータル」にアクセスします。
- 特別定額給付金申請画面から、必要な情報を入力します。
マイナンバーカードを持っている人は
インターネットでも
できます。
やり方が
わからないときは
電話 します。
- 振込先金融機関口座確認書類をアップロードします。
- マイナンバーカードによる電子署名を行います。
- 区がデータを取得し、振込先金融機関の口座に給付金を振り込みます。

港区版ふるさと納税制度の寄付先に「新型コロナウイルス感染症への取組」を追加します

～皆さんの思いを込めて、港区を応援してください～

区は、区民や事業者をはじめとする多くの地域の担い手と力を合わせ、地域の魅力向上や課題解決に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症の最前線で働く人への支援や、景気後退の影響を受けている人への取り組み等、区における新型コロナウイルス感染症対策の推進に助け合いの気持ちを生かすため、5月11日に、港区版ふるさと納税制度の活用先に「新型コロナウイルス感染症への取組」を追加しました。

皆さんも「港区版ふるさと納税制度」によって地域の担い手の一員となって、区が魅力あふれるまちであり続けるために応援をお願いします。

ふるさと納税とは

大切に思うふるさとの自治体を、寄付という形で応援できます。

ふるさと納税により自治体に寄付した金額のうち自己負担額の2000円を除いた全額が、確定申告をすることによって、所得税および個人住民税から控除される仕組みです。

寄付の活用先を選ぶことができます

表のとおり

表 寄付の活用先

区の取組を分野別に応援	【追加】新型コロナウイルス感染症への取組
	(1) 産業・地域振興・観光分野
	(2) 防災・生活安全分野
	(3) 保健福祉・健康分野
	(4) 環境分野
	(5) 子育て・教育分野
(6) 街づくり分野	
(7) 区政全般を応援	
(8) みなとパートナーズ基金	
(9) 文化芸術振興基金	
(10) 公益的活動団体の支援	

新型コロナウイルス感染症への取組と活用先(1)～(9)の申込方法

インターネット申し込み(クレジットカード決済による納付)

港区ホームページ「港区への寄付のご案内」、または「ふるさとチョイス(港区)」からお申し込みください。

納付書による申し込み

電話またはファックスで、各総合支所管理課管理係(みなとパートナーズ基金および文化芸術振興基金については地域振興課も可)へ。寄付申込書と納付書を郵送します。

窓口での申し込み

各総合支所管理課管理係および台場分室(みなとパートナーズ基金および文化芸術振興基金は地域振興課(区役所3階)窓口も可)でお申し込みください。

活用先(10)の申込方法

納付書による申し込み

電話またはファックスで、企画課企画担当へ。寄付申込書と納付書を郵送します。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの港区版ふるさと納税制度についてのページをご覧いただけます。

問い合わせ

- 港区版ふるさと納税制度全般について
企画課企画担当 ☎3578-2528
- 税額控除について
税務課課税係 ☎3578-2605
- 窓口・納付書による申し込みについて
各総合支所管理課管理係 ☎欄外参照

12月31日投函分まで、郵送申請する際の郵送料を区が負担します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。

一定期間、郵送料を無料とすることで、窓口の混雑緩和につなげます。

主な対象手続き

- 各種証明書(住民票、戸籍に関する証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求
 - 各種補助金交付申請・実績報告
 - 国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請
 - 融資あっせんに関するもの
- ※以上の4項目以外にも、対象となる場合がありますので、各手続きの担当窓口にお問い合わせください。

手続きの概要

区民等が発送する区宛ての各種手

続きに係る郵便物の郵送料は、料金受取人払の方法によって、区が郵送料を負担します。

港区ホームページに、料金受取人払用の様式を掲載しています。区民等は様式を印刷して、封筒に貼付することで、切手を貼らずに区に郵便物を郵送することができます。

実施期間

12月31日(木)投函分まで
詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの郵送料についてのページをご覧いただけます。

問い合わせ

企画課区役所改革担当
☎3578-2622

新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症拡大に係る主な生活支援や融資等の一覧 (令和2年5月18日現在)

詳しくは、各問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ

生活支援(区民)	特別定額給付金	対象	基準日(令和2年4月27日)において港区の住民基本台帳に記録されている人	港区特別定額給付金 コールセンター ☎6730-9401
		給付額	給付対象者1人につき10万円	
		申請期間	5月25日~8月25日	
	子育て世帯への臨時特別給付金	対象	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付除く)の受給者 ※改めての申請は不要	港区子ども家庭課 子ども給付係 ☎3578-2431
		給付額	対象児童1人につき1万円	
福祉資金緊急小口資金 (特例貸付)	対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯	港区社会福祉協議会 ☎6230-0282	
	貸付額等	貸付額:20万円以内 据置期間:1年以内 返済期間:2年以内		
総合支援資金生活支援費 (特例貸付)	対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯	港区生活・ 就労支援センター ☎5114-8826	
	貸付額等	貸付額:二人以上世帯 月額20万円以内、単身世帯 月額15万円以内 据置期間:1年以内 返済期間:10年以内		
住居確保給付金	対象	次の(1)、(2)のいずれにも該当する人 (1) 離職・廃業後2年以内の人またはやむを得ない休業により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人 (2) 住居喪失者または住居喪失のおそれがある人	港区生活・ 就労支援センター ☎5114-8826	
	支給額等	支給上限額:単身世帯 6万9800円、2人世帯 7万5000円、3人世帯8万1000円、 4人世帯 8万6000円、5~6人世帯 9万1000円、7人以上世帯 9万7000円 支給期間:原則3カ月、その他収入・資産要件等があります。		
東京都母子及び父子福祉資金 (ひとり親家庭への生活資金貸付)	対象	都内に6カ月以上居住しているひとり親家庭の母または父で、 (1) ひとり親家庭になって7年未満の人で、学校の臨時休校等により子どもを預けることができず、子どもの世話をするために無給で休むことで、就労収入が減少する人等(生活安定貸付) (2) 新型コロナウイルス感染症の発生により失業したひとり親家庭の人(失業期間中)	港区子ども家庭課 家庭相談センター ☎3578-2436	
	貸付額等	貸付額:月額上限10万5000円(就労収入の減少分に対する貸付) 貸付期間:(1)3カ月以内 (2)離職した日の翌日から1年以内 据置期間:貸付期間満了後6カ月 償還期間:(1)8年以内 (2)5年以内		
休業助成(事業者)	小学校休業等対応助成金 (雇用している事業者向け)	概要	新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども等の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業者に対する助成金	厚生労働省学校等 休業助成金・支援金、 雇用調整助成金 コールセンター ☎0120-60-3999
		助成額	1日1人:上限8330円(有給休暇を取得した対象労働者の賃金相当額×10分の10)	
	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする人)	概要	新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども等の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」に対する支援金	
	助成額	就業ができなかった日について、1日当たり4100円(定額)		
雇用調整助成金(特例)	概要	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成	港区産業振興課 経営相談担当 ☎3578-2560-61	
	助成額	1日1人:上限8330円		
	助成率	企業規模・雇用状況により異なる		
資金繰り(事業者)	新型コロナウイルス感染症 対策特別融資あっせん 【区独自支援制度】	対象となる 状況	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月間の売り上げ高が前年同月比で10パーセント以上減少している事業者(資本金1千万円以下または、従業員100人(小売業、卸売業、サービス業は30人)以下)	港区産業振興課 経営相談担当 ☎3578-2560-61
		対象	法人:区内に1年以上本店登記と本店での事業の実態があり、かつ同一事業を1年以上営んでいる法人 個人:区内で1年以上、同一事業を営んでいる人(事業主の住所が区内に1年以上ある場合は、都内で同一の事業を1年以上営んでいる人)	
		あっせん 金額	500万円以内	
		融資利率等	無利子、信用保証料は区が全額負担	
セーフティネット保証 4号・5号の認定 危機関連保証の認定	セーフティネット保証4号	借入債務の100パーセントを東京信用保証協会が保証(最大2.8億円) 売上高が前年同月比20パーセント以上減少等の場合	東京都産業労働局 金融部金融課 ☎5320-4876	
	セーフティネット保証5号	借入債務の80パーセントを東京信用保証協会が保証(最大2.8億円、4号と同枠) 売上高が前年同月比5パーセント以上減少等の場合		
	危機関連保証	借入債務の100パーセントを東京信用保証協会が保証(最大2.8億円、セーフティネット保証と別枠) 売上高が前年同月比15パーセント以上減少等の場合		
感染症対応融資 (全国制度)	対象	セーフティネット保証(4号・5号※)または危機関連保証の認定を受けている中小企業者 ※5号は、売り上げが15パーセント以上減少の場合に限る	東京都産業労働局 金融部金融課 ☎5320-4876	
	あっせん 金額等	3000万円以内、無担保、利子・信用保証料は都が全額負担		

☎電話受付のかけ間違いにご注意ください。

港区広報番組をご覧ください

6月1日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

内容 港区長選挙のお知らせ、介護予防運動 他

放送期間 6月1日(月)~10日(水)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube等、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



感染症に関するお知らせ

※二次元コードをスマートフォンで読み取ると、問い合わせ先のホームページをご覧ください。

問い合わせ

補助金等(事業者等)	店舗等賃料減額助成金 (オーナー(賃貸人)対象) 【区独自支援制度】	概要 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、売上が減少している店舗や事務所等のテナント(賃借人)に対して、テナントのオーナー(賃貸人)が賃料を減額した場合に、減額した賃料の一部を助成します。 対象 区内で店舗・事務所等を賃貸している中小企業基本法に規定する中小企業者(法人・個人)のうち、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により売上が減少しているテナントの賃料を減額しているオーナー(賃貸人) 助成金額 減額した賃料の2分の1 ※ただし、1テナント当たりの助成限度額は月額15万円を限度とし最大3カ月分 助成対象 令和2年4月～9月分までの賃料(最大3カ月分)※消費税、共益費、管理費は除きます。 申請期間 6月1日(月)～8月31日(月)※郵送受付のみ、当日消印有効	港区産業振興課 経営相談担当 ☎3578-2459	
	テイクアウト・デリバリー 導入商店街店舗応援補助金 【区独自支援制度】	対象 区内で事業を営んでいる商店街加盟店舗の事業者(資本金1千万円以下または、従業員100人(小売業、卸売業、サービス業は30人)以下) 補助金額 新たにテイクアウト・デリバリーを実施する際に要する経費の5分の4(上限80万円)	港区産業振興課 産業振興係 ☎3578-2556	
	持続化給付金	対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50パーセント以上減少している者 給付額 法人:200万円以内 フリーランスを含む個人事業者等:100万円以内 算出方法:前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比マイナス50パーセント月の売上×12カ月)	経済産業省持続化給付 金事業コールセンター ☎0120-115-570	
	感染拡大防止協力金	対象 都における緊急事態措置期間中(4月11日～5月6日)に、休止や営業時間短縮の要請等に全面的に協力した中小企業および個人事業主 ※都は、緊急事態措置の延長に伴い、5月7日からの措置期間についても、対象とし、追加支給を実施する見込み(令和2年5月18日時点) 支給額 50万円(2店舗以上有する事業者は100万円)	東京都緊急事態措置等・ 感染拡大防止協力金相談 センター ☎5388-0567	
	新型コロナウイルス感染拡大 の影響による貸付や融資あっ せん等の手続きに使用する区 が発行する証明書の無料化 【区独自支援制度】	概要 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付や融資等の申し込みに必要な区が発行する各種証明書(住民票の写し、特別区民税・都民税納税証明書等)の手数料を無料化すべく発行するために支払っている場合やコンビニ交付を利用した場合の手数料は、申し出に基づき返金	港区芝地区総合支所区民 課窓口調整係 ☎3578-3151	

その他

国や東京都による 支援制度のご案内について (Webサイトから随時更新)	厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について (働く方と経営者の皆さまへ)	経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 (経済産業省の支援策)	東京都 (新型コロナウイルス 感染症対策サイト)
--	--	---	---------------------------------------

新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する傷病手当金を支給します(後期高齢者医療制度)

対象 75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している被用者(会社等に勤めている人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため勤務することができない人
※ただし、給与の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。
支給対象となる日数 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち就労を予定して

いた日
支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に、支給対象となる日数を乗じた額
※上限があります。
適用期間 令和2年1月1日～9月30日(水)で、療養のため勤務することができない期間(ただし、入院が継続する場合は最長1年6カ月まで)
申請方法 郵送で、〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1 16階 東京都後期高齢者医療広域連合へ。申請には、医師(医療機関を受診した場

合)および事業主の証明が必要です(都広域連合指定様式)。
申請書類は東京都後期高齢者医療広域連合ホームページからダウンロードできます。申請を希望する場合は、必ず事前に連絡してください。
問い合わせ
東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター
※月～金曜午前9時～午後5時(土・日曜・祝日を除く)
☎0570-086-519
担当課 国保年金課高齢者医療係

障害の特性を知ってください(3)

聴覚障害者の困りごと
聴覚に障害のある人は、コミュニケーションの際、話し相手の唇の動きや表情から状況を推測して、話の内容を読み取っています。
現在、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、多くの人が日常生活の中でマスクを着けることが定着しています。このため、聴覚に障害のある人にとってコミュニケーショ

ンを取りづらい状況になっています。
しかし、現在の状況においては、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐためにマスクを外しての対話は、お互いの健康を守るために推奨できません。
聴覚障害者への配慮のポイント
マスクを着けている時、顔の表情や口の動き等、視覚から得られる情

報が制限されてしまいます。
このため紙と筆記具や筆談具、タブレット端末等を活用した筆談が効果的です。このほか、指差しで内容が確認できるコミュニケーションボードを用意しておくことも、聴覚に障害のある人との意思疎通のしやすさにつながります。
耳マークシールを配布しています
区では、聴覚に障害のある人のために、耳マークシールの配付をしています。聴覚に障害のある人は、保険証や銀行のカード等に貼りつけて、支援を求めてください。

☑ 耳マーク使用イメージ

保険証

氏名 ○○○○○○
生年月日 ○○○○○○
資格取得年月日 ○○○○
事業所名 ○○○○○○
保険者番号 ○○○○○○

生活の中で「耳マーク」を見かけた際、聴覚に支援が必要な人がそばにいることを知ってください。

問い合わせ
障害者福祉課障害者福祉係
☎3578-2386 FAX3578-2678

「広報みなと」の
自宅配送について
「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

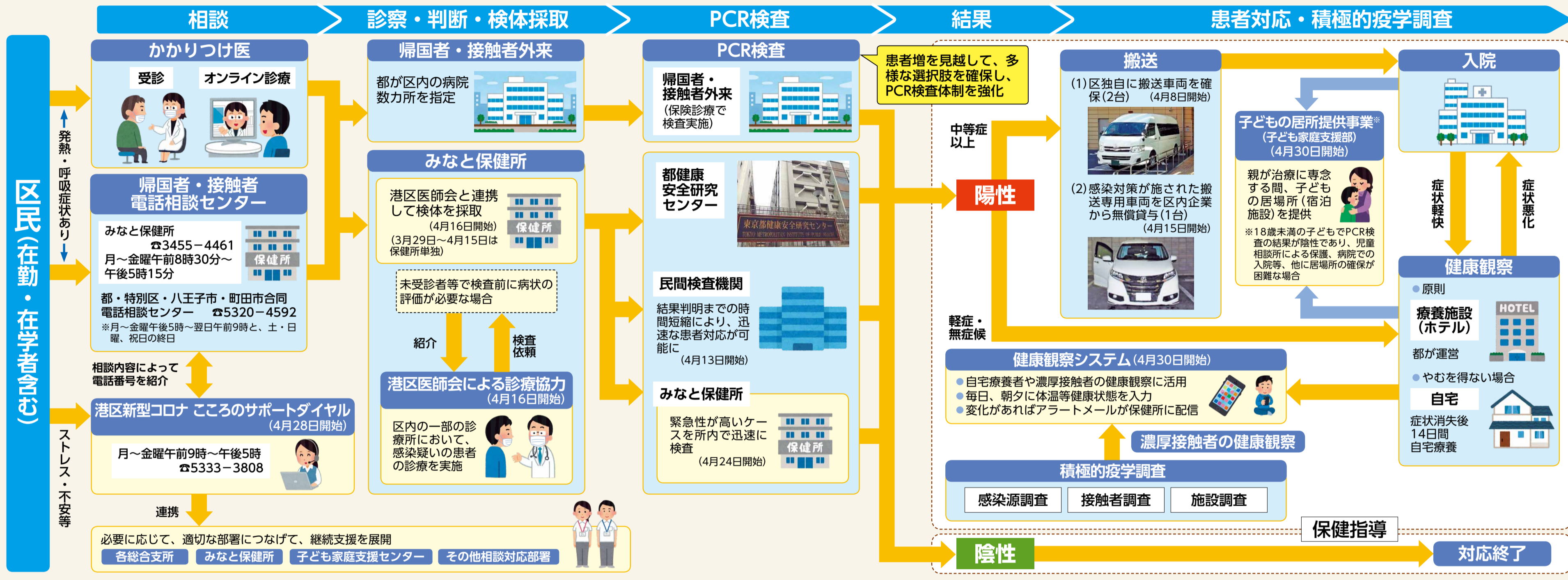
区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた みなと保健所の取り組み (令和2年5月7日現在)

現在、区では、感染者を早期に発見し適切な医療につなげるために、みなと保健所において、電話相談から、港区医師会と連携した検体採取、みなと保健所内の検査室や民間機関も活用した迅速なPCR検査、陽性者の病院への搬送や健康観察、感染源や接触者の調査等まで、新型コロナウイルス感染症に総合的に対応している他、妊産婦や区内医療機関へのマスク提供、区民向けの生活支援や中小企業者向けの融資あっせん等により、感染症とその影響の拡大防止に取り組んでいます。

問い合わせ
みなと保健所 ☎6400-0050



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「妊娠届」の提出を特例で郵送で受け付けます

医療機関で妊娠の診断を受けた人は、原則、窓口で妊娠届の手続きをすることになっていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区は特例で、郵送による提出を受け付けています。

ただし、妊娠届の提出後に区からお渡しする母子健康手帳等の郵送には、おおむね10日間かかりますのでご了承ください。妊婦健康診査受診票は、お手元に届いてから都内の契約医療機関で使用することができます。お手元に届く前に妊婦健康診査を受診した場合、費用は全額自己負担となってしまいますのでご注意ください。また、状況確認のため、場合により保健師からお電話をすることがあります。

特例取扱期間 6月30日(火)まで

必要書類

- (1) 妊娠届出書(所定の様式)
- (2) アンケート(所定の様式)
- (3) 妊婦の本人確認書類等のコピー(※次のいずれか)

- 1点で確認できるもの(運転免許証、パスポート、障害者手帳)
 - 2点で確認できるもの(保険証、社員証、学生証、キャッシュカード等)
 - (4) 妊娠の診断を受けた医師または助産師が分かる書類等のコピー(診察券等)
- ※妊娠届出書とアンケートは、港区ホームページからダウンロードできる他、電話またはファックスでご連絡いただければ、郵送します。
- 申請方法** 必要書類全てをそろえて、妊婦の住所地を管轄する交付窓口へ郵送してください。
- ※郵送料を区が負担することもできます。詳しくは、3面をご覧ください。

送付先・問い合わせ
各総合支所区民課保健福祉係 ☎・FAX欄外参照

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 就労収入が減ったひとり親家庭の 生活資金貸付について

～東京都母子及び父子福祉資金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、お子さんが在籍する小学校等の臨時休業によって保護者が家にいなければならず就労できなくなったり、ご自身の勤務先の休業等により、一時的に就労収入が減少し、日常生活にお困りの場合に、「東京都母子及び父子福祉資金の貸付」をご利用いただくことができます(生活保護受給中の人、本制度や他制度の償還滞納がある人は原則利用できません)。

対象となる人の状況に応じて、必要書類が変わるため、必ず事前相談が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

対象となる人

都内に6か月以上お住まいのひとり親家庭の母または父で、2のいずれかの人

- 1 ひとり親家庭になって7年未満の人で(1)または(2)に該当する人
- (1) 学校の臨時休業等により子どもを預けることができず、自宅等で子どもの世話をするために無給で休むことで、一時的に就労収入が減少する人
- (2) 事業所等の休業により、一時的に就労収入が減少する人
- 2 新型コロナウイルス感染症の発生等により失業したひとり親家庭の人

※公共職業安定所長が交付する受給者証または、退職辞令等の離職等を証明することができる書類が必要です。

貸付限度額(月額)
月額10万5000円を上限に、就労収入の減少分に対する貸し付けを行います。

3か月分の貸し付けを一括で受けることができます。3か月後も生活安定の見通しが立たない場合、相談によって再度の貸し付けを受けることもできます。

貸付金の償還は、最後の貸し付けが終了した後6か月の期間を置いてから始まります。

連帯保証人
原則、連帯保証人が必要です(無利子)。連帯保証人を立てることができない場合には、有利子(年利1パーセント)での貸し付けもできます。

送付先・問い合わせ
子ども家庭課家庭相談担当 ☎3578-2436

高齢者買い物支援事業をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出して買い物することに不安を感じる高齢者を対象に、6～7月に限定して食料品や生活雑貨等の買い物を事業者が代行するサービスを提供します。対象世帯には、案内を送付しています。

対象 おおむね70歳以上(令和3年3月31日までに70歳を迎える)の区内在住者で、(1)(2)のいずれかに該当する世帯

- (1) ひとり暮らし世帯
- (2) おおむね70歳以上のみの世帯

実施期間 6月1日(月)～7月31日(金)

利用回数 月8回(計16回)まで

利用時間 1回につき1時間以内で、午前9時～午後5時の間

費用 無料(商品代金は全額自己負担)

その他 区が委託する買い物代行業者が実施します。また、介護保険の訪問介護を利用している世帯は介護事業所が実施します。

問い合わせ
高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400-06

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

6月の住民税課税状況を基に、所得に応じた年間の介護保険料をお知らせします。

令和2年度の納入通知書は、6月17日(水)以降に郵送します。

封筒には、新型コロナウイルスの影響により収入が下がった人に対する介護保険料減免のご案内も同封しています。

特別徴収(年金からの天引きによる納付)

対象
高齢年金・退職年金・遺族年金

令和2年度

65歳以上の人の介護保険料のご案内

または障害年金等(老齢福祉年金、恩給は除く)が年額18万円以上の人

納付方法
確定した年間保険料額から、4月と6月の仮徴収額(仮保険料)を差し引いた残額が、8月以降の年金の振り込みの際に、4回で天引きされます。

普通徴収(個別に納付)
対象
特別徴収の対象に該当しない人
納付方法

納付書または口座振替による納付(普通徴収)方法です。最近転入してきた人や、65歳を迎えたばかりの人は、すぐには年金からの天引きが開始されません。

納付書について
6月から普通徴収が開始する人
納付書は10月分まで郵送します。
特別徴収が8月または10月から開始する人
7月または9月分までの納付書を郵送します。

令和2年1月2日以降に区に転入した人

7月に納入通知書を郵送します。区外の特別養護老人ホーム等に入所している港区介護保険の被保険者

7月に納入通知書を郵送します。

問い合わせ

介護保険課介護保険料係
☎3578-2891~95・97
介護保険課介護収納相談担当
☎3578-2896

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ ジェネリック医薬品差額通知を郵送します

6月下旬と12月中旬に郵送します

現在、服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、薬代がどれくらい軽減できるかが分かるジェネリック医薬品差額通知を、対象者へ郵送します。

ジェネリック医薬品とは
先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。開発費用が抑えられているので、先発医薬品よりも一般的に価格が安くなっています。

ジェネリック医薬品を使いましょう

皆さんの薬代の負担を軽くするとともに、医療費全体の増加を抑えることにつながります。使用する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

対象
生活習慣病等で先発医薬品を処方されていて、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人
※全ての被保険者に郵送するものではありません。

問い合わせ

ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク
※6月通知分は、6月下旬~7月31日(金)、12月通知分は、12月中旬~令和3年1月31日(日)の平日午前9時~午後5時受け付け
※12月29日(火)~令和3年1月3日(日)を除く。
☎0120-601-494

担当課 国保年金課高齢者医療係

はり・マッサージサービス

☎ 65歳以上の区民
📅 7月7・8日(火・水)
📍 赤坂いきいきプラザ
👤 60人(申込順)
💰 費用 1000円(利用料)
☎ 電話で、6月10日(水)午後5時までに、赤坂いきいきプラザへ。
☎3583-1207

買い物するなら地元の商店街で

Going shopping? Visit our local shopping streets.

特別区民税・都民税(個人住民税) 税額決定・納税通知書を郵送します

令和2年度特別区民税・都民税の普通徴収分と公的年金からの特別徴収分の税額決定・納税通知書を、6月8日(月)に本人宛てに郵送します。

納期内納税をお願いしています

お早めに、各金融機関、区役所・各総合支所、コンビニエンスストア、モバイルレジでお支払いください。

普通徴収の納期限
第1期 6月30日(火)
第2期 8月31日(月)
第3期 11月2日(月)
第4期 令和3年2月1日(月)

普通徴収の納税は、口座振替が便利です

口座振替依頼書に必要事項を記入・押印の上、指定の口座のある金融機関で手続きをしてください。口座振替依頼書は、区役所・各総合支所にあります。これから手続きをする場合、第2期からの開始となります。

給与からの特別徴収
給与から天引きする特別徴収分の税額通知書は、5月18日(月)にお勤め先へ郵送しています。令和2年度分の徴収は6月分給与から始まり、

翌年の5月までの12カ月にわたって行います。

公的年金からの特別徴収
公的年金から特別徴収(天引き)します。

対象となる人
次の全てに該当する人です。
(1)令和2年1月1日現在、区に住所があり、同年4月1日現在65歳以上の人
(2)公的年金以外に所得がない人
(3)住民税の所得割が課税されている人
(4)介護保険料を公的年金から特別徴収されている人

※個人住民税を口座振替にしている人は、特別徴収にはなりません。

令和2年度から初めて年金特別徴収となる場合または令和元年度中に年金特別徴収が中止となった場合

令和2年度の第1期と第2期の納付額は、納期限までに納付書で納めてください。

特別徴収の開始は10月支給分の年金からとなり、令和2年度の残りを3分割(10月、12月、翌年2月)して、年金から引き落としします。

納税相談はお早めに

病気や事業の廃止あるいは災害等により納期内納税が困難な場合には、分割納付等の方法があります。

新型コロナウイルスの影響で収入減になり、税の納付が難しい人はご相談ください。

納付できない一定の要件があると認められる場合は、徴収を猶予する制度もあります。納税することが難しい場合は、早めにご相談ください。

転出(特に海外へ転出)するときには

納税管理人を定め、申告または申請する必要があります。納税管理人申告書・承認申請書に必要事項を記入の上、税務課税務係(区役所2階)へ提出してください。納税管理人申告書・承認申請書は、税務課で配布している他、港区ホームページからダウンロードもできます。

令和2年度の課税証明書の交付請求について

課税証明書は6月8日(月)以降に各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室・コンビニエンスストア(事前の個人番号カードによる登録手続きが必要)で請求できます。

請求には、印鑑と本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、パスポート、外国籍の方は在留カード等)の提示が必要です。代理人が交付請求する場合は、代理人の印鑑と代理人の本人確認書類と、証明を必要とする本人(委任者)が署名押印した委任状(様式の指定はありません)が必要です。

発行手数料は1通につき300円(コンビニエンスストアは200円)です。使用目的により無料で交付できる場合があります。

なお、区で証明書が発行できるのは、令和2年1月1日現在、区内に住所のあった人です。ご注意ください。

問い合わせ

○課税の内容について
税務課課税係
☎3578-2593~8、2600~8

○納税相談について
税務課納税促進係・滞納整理担当
☎3578-2626~33

○口座振替・納税管理人・税証明について
税務課税務係 ☎3578-2589~91

☎電話番のかけ間違いないようご注意ください。

凡例 ☎:対象 ☎:とき ☎:ところ ☎:内容 ☎:定員・募集人員 ☎:申し込み ☎:問い合わせ ☎:選考方法 ☎:担当課

60歳からの仕事 仕事を通じた社会への貢献や会員同士のつながりで充実した生活を送りませんか



(公社)港区シルバー人材センターは、区内在住の働く意欲のあるシニアの皆さんに、仕事を通して生きがいや社会参加の機会を提供している公益社団法人です。

4月1日現在、港区シルバー人材センターには約1670人が会員登録しています。70～74歳の人が多く、働いている人の最高年齢は92歳です。短期で軽度な仕事から、現役時に近い雇用形態の仕事まで、多様な働き方を推進しています。

共に働き、共に助け合う「共働・共助」の理念で仕事をしていて、ボランティア活動も行っています。

会員を募集しています
入会できる人

「働く意欲のある」60歳以上の区内在住者
入会説明会
 とき

6月8日(月)～11日(木)、7月14日(火)各日午前9時30分～11時
 ※今後の状況により中止にする場合があります。

ところ
 (公社)港区シルバー人材センター(南麻布1-5-26 ゆうあい南麻布3階)

入会面談
 入会説明会に出席し、入会を希望する人には、どのような仕事を希望しているかお聞きしますの

で、翌週の第3火曜に入会面談を受けてください。

申し込み
 電話で、港区シルバー人材センターへ。港区シルバー人材センターホームページからも申し込みできます。
 ※入会説明会に参加できない場合は港区シルバー人材センターホームページから入会手続きを行うことができます(入会面談は別途必要です)。

年会費
 会員になるためには年会費が必要です。年会費は4月～翌年3月の1年度で2000円です。

仕事の内容
 区立小学校登下校誘導、駐輪場

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

の受付管理、選挙の期日前投票従事、公共施設受付管理、植木剪定・除草、着付け、宛名書き、出張で行うパソコン設定、シルバー派遣事務、CM等のエキストラ等

仕事の注文をお待ちしています
 どなたでも仕事の依頼をすることができます。

問い合わせ

(公社)港区シルバー人材センター
 ☎5232-9681 FAX5232-9680
 (公社)港区シルバー人材センターホームページ
<http://www.minato-sc.or.jp>

担当課 保健福祉課地域保健福祉係

港区シティプロモーションシンボルマークを活用し、デザインした傘のシェアリングサービスを開始します

区は令和元年度MINATOシティプロモーションクルー認定事業として(株)Nature Innovation Groupが運営する、傘のシェアリングサービス「アイカサ」を認定しました。6月中旬に「アイカサ」のシェアリングスポット(傘立て)を、区役所および各

総合支所出入口に設置し、シェアリングサービスを開始します。

借りた傘は、区内外を問わず、「アイカサ」のシェアリングスポットに返却できます。

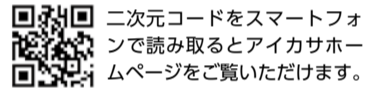
区役所にお立ち寄りの際にご利用いただき、使い捨て傘の使用削減、

環境への負荷を減らす取り組みにご協力ください。



港区シティプロモーションシンボルマークを活用し、デザインした傘の見本

※利用には料金がかかります。1日70円から。月額最大420円。シェアリングスポットや利用方法等については詳しくは、「アイカサ」ホームページ
<https://i-kasa.com>
 をご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取るとアイカサホームページをご覧いただけます。

問い合わせ

産業振興課シティプロモーション担当 ☎3578-2554

「お口の健診」「口腔がん検診」「すこやかちゃんフッ素塗布」

の開始時期延期のお知らせ

例年6月から実施している「お口の健診」「口腔がん検診」「すこやかちゃんフッ素塗布」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開始時期を延期します。開始時期については決定次第、港区ホームページや広報みなと、区設掲示板でお知らせします。受診券は健診開始までお手元で保管をお願いします。

健診開始後は、次の内容で実施します。

お口の健診

対象 令和3年3月31日現在で20歳以

上の区民および妊娠中の区民
内容 問診・歯の診査・だ液の検査・嚙む機能の検査・舌の汚れの検査・結果の説明・お口からの健康指導

期間
 前期 未定～8月31日(月)予定
 後期 11月2日(月)～令和3年1月30日(土)予定

口腔がん検診
対象 令和3年3月31日現在で40歳以上の区民

内容 問診・視診・触診・生活習慣改善指導・自己検査法

期間 未定～令和3年1月30日(土)予定
「お口の健診」および「口腔がん検診」の受診券送付

20・25歳、30歳以上の偶数年齢の人(令和3年3月31日時点)、前年度に受診歴のある人に、5月下旬に個別送付しています。受診券をお持ちでない人は、(1)・(2)のいずれかの方法でお申し込みください。

- (1)電話で、健康推進課地域保健係へ。
- (2)インターネットで、区の電子申請サービスまたは、東京都電子自治体共同運営サービス <https://www.e-tokyo2.lg.jp/>へ。

すこやかちゃんフッ素塗布

対象 令和2年度中に4・5・6歳にな

る区民
 ※対象者には、5月下旬に受診票を個別送付しています。お持ちでない人はお問い合わせください。

内容 歯科健診・フッ素塗布・歯科保健指導

期間 未定～12月25日(金)予定

共通事項

費用 無料

実施場所 実施歯科医療機関(個別通知に名簿同封)

実施方法
 実施歯科医療機関に電話予約後、受診してください。

問い合わせ

健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

就学相談に関する説明会を開催します

就学相談の流れ、特別支援学校や特別支援学級の特色、通常の学級における支援(難聴・言語通級指導学級、特別支援教室、学習支援員等)についての説明会です。ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。また、新型コロナウ

イルス感染症の影響により、説明会を中止する場合があります。その際は、6月11日(木)を目途に、港区ホームページでお知らせします。

対象 就学に向けて、不安や心配ごとがあるお子さんの保護者。令

和3年度就学予定以外の方も可。

とき 6月25日(木)午前10時～正午

ところ 教育センター4階

定員 100人(会場先着順)
 ※保育あり(4カ月～就学前、5人。希望する人は、電話で、6月15

子育て・子ども 関連情報

日(月)までにお申し出ください。

申し込み 当日直接会場へ。

問い合わせ

教育人事企画課特別支援教育担当 ☎5422-1543

みなと おしらせボード



凡例

対▶対象
内▶内容
問▶問い合わせ

時▶とき
人▶定員・募集人員
選▶選考方法

所▶ところ
申▶申し込み
担▶担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

健康

ヘルシーナ健康度測定

医師・健康運動指導士・管理栄養士のもと、健康・体力チェック(健康度測定)を行い、個人にあった健康トレーニングメニューを作成します。これから運動を始める人にもおすすめです。

対▶18歳以上どなたでも(※持病等がある人はかかりつけ医に相談の上、お申し込みください。)

時▶7月1・8・15・22日(水)(1)午後5時50分～8時20分(2)午後6時20分～8時50分、7月4・11・18・25日(土)(3)午後0時50分～3時20分(4)午後2時20分～4時50分

所▶健康増進センター

持ち物▶運動できる服装、室内用運動靴、タオル、健康診断結果(1年以内)

人▶(1)(3)(4)4人(2)2人(いずれも抽選)

費用▶港区国民健康保険加入者:2000円、区内在住・在勤者:4500円、区外在住者:8000円※区内在住の後期高齢者医療制度加入者は無料です。

電話または直接、6月15日(月)までに、〒107-0052赤坂4-18-13 赤坂コミュニティぷらざ6階 健康増進センターへ。締め切り以降空きがある場合、申込順で受け付けます。

健康増進センター ☎5413-2717

胃・大腸がん検診(予約制)

対▶35歳以上の区民

時▶7月1日(水)～31日(金)午前8時30分～9時30分

所▶こころとからだの元気プラザ(千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング)

人▶20人

電話で、6月1日(月)から、健康推進課健康づくり係(受付時間:午前9時～午後5時)へ。 ☎6400-0083

両立支援個別相談

対▶がん患者およびその家族、企業の人事労務担当者等

時▶7月2日(木)午後6時～7時、午後7時～8時

人▶各時間1組(申込順)

アピランス(外見)ケア個別相談

対▶がん患者およびその家族

時▶7月14・28日(火)午後2時30分～3時、午後3時～3時30分

人▶各時間1組(申込順)

印の共通事項

所▶がん在宅緩和ケア支援センター

電話またはファックスで、各開催日の前日までに、開催日時・氏名・連絡先(電話)・参加人数を、がん在宅緩和ケア支援センターへ。 ※詳しくはがん在宅緩和ケア支援センターホームページ

https://www.minato-hpccsc.jp/ をご覧ください。

☎6450-3421 FAX6450-3583

お知らせ

虎ノ門一丁目の住居表示が一部変わりました

虎ノ門駅前地区市街地再開発事業に伴い、住居表示の街区を変更および廃止しました。

変更日▶6月1日(月)

変更する街区▶虎ノ門一丁目3番

廃止する街区▶虎ノ門一丁目6番

調▶芝地区総合支所区民課窓口調整係 ☎3578-3151・2

マイナンバー(個人番号)カード交付窓口の休日臨時開庁

マイナンバーカードを申請した人が休日にも受け取りができるよう、次のとおり窓口を臨時開庁します。「交付通知書」が届きましたら、同封されている案内文をご確認の上、受け取り日時の予約を取ってから、交付場所の各総合支所へ必要書類を持ってお越しください。 ※マイナンバーカードの受け取りには事前予約が必要です。 ※マイナンバーカード交付以外の業務は取り扱っていません。

対▶マイナンバーカードの交付を申請し、交付通知書が届いた人

時▶7月11日(土)午前9時～午後5時

所▶各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く)

調▶各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く) ☎欄外参照

港区バリアフリーマップをご活用ください

高齢者、障害者、乳幼児を連れた人が安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設・公園・公衆トイレ等のバリアフリー設備情報をまとめたオンラインマップを港区ホームページで公開しています。

パソコン・スマートフォン・携帯電話で閲覧でき、それぞれ日本語版、英語版を用意しています。ご利用ください。

調▶保健福祉課地域保健福祉係 ☎3578-2379

放置自転車リサイクル

時▶6月14日(日)午前10時～10時30分受け付け、後に購入順位の抽選

所▶みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所(元麻布3-9-6)

販売台数▶25台程度※区民優先枠を設けています。

費用▶価格等、詳しくはお問い合わせ

ください。

調▶(公社)港区シルバー人材センター ☎5232-9681

リサイクル自転車作業所(みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所2階)(受付時間:火～金曜午前9時～午後5時) ☎3479-3116

変更・休止情報等

令和2年度健康診査・各種がん検診等の開始時期を延期します

広報みなと4月11日号3面で令和2年度健康診査・各種がん検診等のお知らせを掲載しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、開始時期を延期します。開始時期は決定次第、広報みなとや港区ホームページ等でお知らせします。

なお、受診券とご案内の送付は例年どおり6月下旬を予定しています。

調▶健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

新型コロナウイルス感染症に関する 区の最新情報は 港区ホームページをご覧ください

区は、港区ホームページ内「新型コロナウイルス感染症について」のページを毎日更新して情報発信をしています。

また、港区ホームページの画面右下に表示されている「相談チャット」は、24時間いつでも新型コロナウイルスに関する質問にお答えしています。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

区長室広報係 ☎3578-2036

港区区長室(広報・報道) Twitter(ツイッター)をフォローしてください

区の最新情報や新型コロナウイルス感染症に関すること等、区民の皆さんの暮らしに役立つ情報を随時投稿していきます。ユーザー名は@minatokohoです。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「港区区長室(広報・報道) Twitter」ページをご覧ください。

問い合わせ

区長室広報戦略担当 ☎3578-2359

夜間・休日診療

港区ホームページからご覧いただけます▶

診療時間 □ は午前9時～午後5時
診療時間 ★ は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10 (社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	--

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

6月7日(日)	クリニックばんびい(小・内)	白金台3-16-13 白金台ウスイビル5階	3441-4150
	北里研究所病院(内・外)	白金5-9-1	3444-6171
	すが歯科クリニック(歯)	六本木7-3-12 六本木インターナショナルビル地下1階	3478-4995
	★川村内科医院(内)	新橋5-10-6 川村ビル1階	3431-3322
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927 (休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	[#7119](プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/
電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く) 午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始 午前8時～翌朝8時
		[#8000](プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

6月7日(日)	オパタ薬局	麻布十番1-7-11	3401-8717
---------	-------	------------	-----------

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

障害者歯科診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	6月13日(土) 午前9時30分～午後0時30分	【完全予約制】 平日午前9時～午後5時 受付 ☎6400-0084 FAX3455-4460 健康推進課地域保健係
		6月27日(土) 午後1時30分～4時30分	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 ごみ・資源・資源プラスチックの出し方にご注意ください

家庭からごみ・資源・資源プラスチックを出す際は、以下の点に注意をしてください。

区民の皆さんにご協力いただくことによって、ご自宅の周辺地域にお住まいの人や、ごみの収集・選別・処分作業をしている作業員等への感染リスクを下げることにつながります。感染拡大防止にご協力をお願いします。

家族等身近な人への感染リスクを下げるために

- ごみに直接触れない。
- ごみ袋はしっかり縛って封をする。
- ごみを捨てた後は手を洗う。

周辺地域の人への感染リスクを下げるために

- ごみ(使用後のマスクやティッシュ等)を路上や公園等へポイ捨てすることは、絶対にやめてください。

ごみや資源を収集・選別・処分をしている作業員等への感染リスクを下げるために

- 新型コロナウイルス感染症に感染している人または感染が疑われる人が飲み終えたペットボトル(キャップ含む)や資源プラスチックは、可燃ごみで出してください。
- 使用した後のマスク・ティッシュ・飲み終えたペットボトル等、

感染拡大の原因となる恐れがあるごみは、ビニール袋に入れて密閉してからごみ袋に入れてください。

- ごみ袋を集積所に出す際は、空気を抜いてしっかりとごみ袋の口をしぼってください。
- 集積所のごみがカラス等に荒らされないように対策をしてください。

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所清掃事業係 ☎3450-8025

港区特定不妊治療費助成に関する手続きについて

令和2年1月～3月に終了した治療の申請はお済みですか

表 申請期限および必要書類等

治療終了日	助成対象年度	申請期間	申請期限	必要書類※	特定不妊治療費受診等証明書および東京都(等)特定不妊治療費助成承認通知書が6月30日(火)までに間に合わない場合
令和2年1月1日～3月31日	令和2年度	4月1日～6月30日(火)	(窓口) 6月30日(火) (郵送) 6月30日(火) 消印有効	(1) 特定不妊治療費助成申請書 (2) 特定不妊治療費受診等証明書 (3) 領収書(写し) (4) 東京都(等)特定不妊治療費助成承認決定通知書(写し)(該当者のみ) (5) 精巣内精子生検採取法等受診等証明書(該当者のみ) 次の(6)、(7)、(8)の書類は港区に夫婦同一世帯で1年以上住民登録がある人は提出を省略できる場合があります。 (6) 住民票(原本) (7) 戸籍謄本等法律上の婚姻をしていることを証明する書類 (8) 住民税課税証明書または住民税額決定通知書	[特定不妊治療費受診等証明書または東京都(等)特定不妊治療費助成承認決定通知書は、承認決定日の翌日から30日以内に提出します。]と記載した申出書を提出してください。

※必要書類は申請者ごとに異なります。詳しくは港区ホームページをご覧ください。

区では、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)のうち、医療保険が適用されない費用の一部について、年度内30万円を限度に助成しています。

助成に関する詳しい手続きは、港区ホームページをご覧ください。申請書等必要書類一式もダウンロードできます。

対象 港区に治療の開始日～治療の終了日～治療費の助成申請日まで継続して住民登録があり、法律上の婚姻をしている夫婦

申請期限 令和2年1～3月に終了した治療の申請期限・提出に必要な書類は、表のとおりです。

申請方法 郵送または直接、6月30日(火・消印有効)までに、健康推進課地域保健係へ。
 ※各総合支所では受け付けできません。
 ※郵送料を区が負担することもできます。詳しくは、お問い合わせください。

送付先・問い合わせ

〒108-8315 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

区民保養施設利用案内

大平台みなと荘・熱川プリンスホテル

大平台みなと荘および熱川プリンスホテルの利用に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえながら対応を検討します。なお、夏季保養施設の利用は中止します。

8月利用分抽選申し込み

対象 区民

申し込み 専用はがきを郵送で、6月12日(金・必着)までに、JTBみなと予約センターへ。専用はがきは、各総合支所、各区民センター、地域振興課(区役所3階)、JTB浜松町店・JTB赤坂見附店にあります。または、区民保養施設予約システムで6月18日(木)までにお申し込みください。抽選結果は6月末にご自宅に送ります。

空き室申し込み

対象 区民・在勤者

申し込み 利用希望日の1カ月前の同日から予約システム、またはJTBみなと予約センターで申込順に受け付けます。

利用者登録 利用申し込みには利用者登録が必要です。抽選申し込みの専用はがきで登録できます。

大平台みなと荘の優先抽選

優先抽選日 8月1日(土)～31日(月)

対象

- (1) 区民で、次の手帳等の交付を受

けた人

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、都医療券(特殊医療(人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等)およびB型・C型肝炎治療医療費助成受給者証は除く)、障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書

(2) 区民で、ひとり親家庭の人
 ※優先抽選は大平台みなと荘のみです。

※優先抽選の申し込みをした人は、

一般抽選の申し込みはできません。

※優先枠を設けての抽選になりますので、全ての人が当選するものではありません。

※部屋タイプや位置の指定はできません。

申し込み 郵便で、はがきに「港区保養施設優先抽選申し込み」・代表

問い合わせ

○登録・利用・申し込み JTBみなと予約センター
 午前10時～午後6時30分(土・日曜、祝日を除く) ☎5434-7644
 区民保養施設予約システム 午前5時～午前0時
<https://hoyo.city.minato.tokyo.jp/hoyo/>
 ○区民保養施設事業について みなとコール ☎5472-3710

担当課 地域振興課地域振興係

資源・ごみの優良集積所を募集します

地球環境の美化やごみの減量、資源化等に取り組んでいる資源・ごみの集積所やマンションの保管場所(以下「集積所等」)を「港区優良集積所」として表彰しています。

令和2年度の表彰式開催時期は、港区ホームページや広報みなとでお知らせします。

優良集積所の要件

資源、ごみの分別ルールおよび排

出時間が守られていること、区の資源・ごみの収集後に積極的に集積所等を清掃することにより清潔に保たれていること等、他の模範となる集積所であること。

応募・推薦方法

電話またはファックスで、8月31日(月)までに、みなとリサイクル清掃事務所に応募・推薦してください(自薦、他薦は問いません)。

※応募・推薦した集積所等の取り組みを区職員が確認の上、審査会による審査で優良集積所を決定します。

問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所清掃事業係 ☎3450-8025 FAX3450-8063

都営住宅 入居者募集



募集住宅

家族向け 若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅) 756戸
 家族向け・単身者向け 世帯向け(一般募集住宅) 2347戸
 居室内で病死等があった住宅 311戸

主な申込資格 都内に居住していること、住宅に困っていること、所得が定められた基準に該当すること等です。詳しくは募集案内をご覧ください。

申込書・募集案内の配布期間 6月8日(月)～23日(火)※土・日曜を除く。

申込書・募集案内の主な配布場所 各総合支所協働推進課・台場分室、港区指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店 等
 ※配布最終日に多くの人を取りに来る傾向にあります。混雑を避けるために早めにお受け取りください。

申し込み 郵送で、6月26日(金・必着)までに、募集案内添付の封筒で、指定の宛先へ。

抽選日時 8月4日(火)

抽選会場 都庁第二本庁舎1階ホール

問い合わせ

JKK東京(東京都住宅供給公社)都営住宅募集センター都営募集課
 6月8日(月)～26日(金) ☎0570-010-810(土・日曜を除く)
 上記以外の期間について ☎3498-8894(土・日曜、祝日を除く)

担当課 住宅課住宅管理係

都民住宅(東京都施行型)入居者募集

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、6月に予定していた都民住宅(東京都施行型)入居者募集を7月2日(木)～10日(金)に延期します。

問い合わせ

JKK東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター
 ☎3498-8894

担当課 住宅課住宅管理係

区民向け住宅(区営・区立・) 特定公共賃貸



入居者募集

募集住宅

家族向け

区営住宅

シティハイツ第2芝浦:1戸

シティハイツ桂坂:1戸

シティハイツ港南:1戸

区立住宅

シティハイツ高輪:3戸

シティハイツ赤坂:1戸

特定公共賃貸住宅

シティハイツ港南:5戸

シティハイツ竹芝:2戸

シティハイツ神明:3戸

単身者向け

区営住宅

シティハイツ芝浦:2戸

シティハイツ六本木:1戸

特定公共賃貸住宅

シティハイツ神明:1戸

主な申込資格

- 申込者または申込者が配偶者の親が区内在住であること(区営住宅の単身者向けは3年以上)
 - 家族向けは同居親族がいること
 - 世帯の所得が基準内であること
 - 現に住宅を必要としていること
 - 住民税の滞納がないこと
- ※「みなとマリアージュカード」を交付されている方を含みます(特定公共賃貸住宅を除く)。

詳しくは、「申込みのしおり」をご覧ください。

「申込みのしおり」の配布期間

6月3日(水)～12日(金)

※土・日曜を除く。

「申込みのしおり」の主な配布場所

各総合支所協働推進課・台場分室、港区指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店 等

希望者には郵送します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回の「申込みのしおり」は希望者に郵送します。希望する人は、6月12日(金)までに、港区指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店にご連絡ください。

※区民向け住宅ホームページからダウンロードもできます。

申し込み

郵送で、6月22日(月・必着)までに、募集案内添付の封筒で指定の宛先へ。

抽選日時

7月8日(水)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、非公開で実施します。

問い合わせ

港区指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店 ☎5733-0129

担当課 住宅課住宅管理係

ヒアリを発見したときは、触らずに 環境省または区へご連絡ください

環境省ポスター

ヒアリかな!?

かんきょうしょう そうだん
環境省ヒアリ相談ダイヤルか、
 もよ しゅくちょうそん とどうふけん かんきょうぶきょく れんらく
最寄りの市区町村・都道府県の環境部局へご連絡下さい。

かんきょうしょう そうだん 環境省ヒアリ相談ダイヤル※

0570-046-110

AM9:00 ~ PM5:00(12/29~1/3は除く)

詳しくは環境省「日本の外来種対策」HP もご覧ください。
 チャットボットによる24時間問い合わせ受付も行います。



写真提供: (一財) 自然環境研究センター

- 見つけても決して触らないでください!
- 種類がわからないアリはむやみに殺さないでください。

※通話料は発信者の負担となります。
 ※万一、刺されて症状がある場合は、お近くの病院にご相談ください。



令和元年10月に東京港青海ふ頭(江東区)にてヒアリが発見されました。見つかったヒアリは既に駆除されていますが、繁殖可能な女王アリが飛び立った可能性があり、環境省が周辺の調査を行っています。5月20日現在、区内では確認されていませんが、もしも「ヒアリかな?」と思ったら、環境省ヒアリ相談ダイヤル(☎参照)か港区環境課までご連絡ください。

また、次の内容についてもご注意くださいをお願いします。

- 万が一、見慣れないアリを見つけても決して触らない(少数であれば殺虫スプレー等で駆除してください)。
 - 種類がわからないアリはむやみに殺さない(日本のアリがいることで、ヒアリが定着しにくくなります)。
- ※詳しくは、環境省ホームページ「特定外来生物ヒアリに関する情報」もご覧ください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

「特定外来生物ヒアリに関する情報」のページ内では、チャットボットによる24時間問い合わせ受け付けも行っています。

問い合わせ

環境課環境政策係 ☎3578-2486

港区の人口

令和2年5月1日現在

総人口

26万2,239人
 (前月比316人増)

出生等 307人 | 死亡等 284人
 転入 2,800人 | 転出 2,507人

日本人 24万1,795人 (前月比459人増)
 男 11万3,131人 | 女 12万8,664人

外国人 2万444人 (前月比143人減)
 男 1万719人 | 女 9,725人

世帯数 14万9,111世帯 (前月比263世帯増)

日本人世帯数 13万4,667世帯 (前月比377世帯増)

外国人世帯数 1万1,126世帯 (前月比130世帯減)

複数国籍世帯数 3,318世帯 (前月比16世帯増)

区長エッセイ 毎月1日配信

メールマガジン きらっと★

きらっと 検索

